

<p>番号 98</p>	<p>対象局 水道局</p>	<p>事項 インフラ条項による契約変更を適正に行うべきもの</p>	<p>監査結果の要約 局は、平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価が上昇したことに伴い、平成26年2月1日が工期にある工事を対象に、工事請負契約書第24条第6項（以下「インフラ条項」という。）の規定により受注者から請求があった場合、契約金額の変更を行うとしている。当該変更額（以下「インフラ額」という。）は、基準日（請求日と同日にすることが基本）とした日以降の竣工について、変動後の賃金等を反映させ、所定の式により算出するとしている。しかしながら、立川給水管理事務所が締結し、東京水道サービス株式会社（以下「TSS1」という。）に監理業務を行わせている工事について見たところ、インフラ額の算出を誤っており、適正でない。</p>	<p>講じた措置の概要 インフラ条項による契約変更の適正な事務処理について、所内職員に対して、適正な事務処理の実施とチェック体制の強化を行うよう文書にて周知徹底するとともに、TSSに対して、確実な業務執行を進めるよう文書により指導を行った。現行の事務処理については、所及びTSSにおいてダブルチェックを確実に実行している。</p>
<p>番号 99</p>	<p>対象局 水道局</p>	<p>事項 工事請負契約に係る事務を適正に行うべきもの</p>	<p>南都支所において工事関係書類を見たところ、監査日（平成27.1.27）現在、工期の終期から1か月以上経過しているにもかかわらず、賃金水準等の変動による契約変更手続を終わっていない事例が認められた。しかしながら、契約変更手続は工期未だに行うこととなっており、工期を越えて手続を終わっていないことは、適正でない。工事については、既に経理部の検査所管理において完了検査が行われ、検査合格とする検査調書が作成されているもの、所は、契約変更手続が終わっていないことから、受注者に検査調書を送付していない。このことにより、受注者は、完了検査に合格していないながら契約代金の請求を行うことができない状況となっている。</p>	<p>南都支所では、工事完了日の1か月前には課長代理が各監督員に進捗状況を確認し、課長に報告することで、契約変更事務の適正な処理を確認している。給水部では、平成27年4月16日開催の給水部配水課系列の工事係長会において、各支所の課長代理（工事係長及び工事指導担当）に対し、工事の進捗管理の徹底と事務処理の適正な処理を指示した。なお、本件工事契約については平成27年3月3日に代金の支払処理を完了している。</p>

<p>番号 100</p>	<p>対象局 水道局</p>	<p>事項 衛生管理に係る事務手続を適正に行うべきもの</p>	<p>監査結果の要約 長沢浄水場及び粘浄水場において、監視制御設備保守業務委託契約に定める衛生管理（標準仕様書）に係る事務手続を点検し、適切な衛生管理を行う上で、提出された検査結果通知書と主要業務従事者一覧表とを照合する必要があるが、通知書記載の一部の者の氏名等が一覧表には記載されており、事務手続に適正を欠く状況が認められた。</p>	<p>講じた措置の概要 長沢浄水場では、平成27年3月5日、粘浄水場では、同年2月20日の技術係会で、健康診断（総理検査）を実施する業務従事者は全て主要業務従事者一覧表に記載されることを、職員に周知徹底した。また、浄水部では、平成27年4月に水道用機械・電気設備保守業務委託標準仕様書の一部改定し、細則記載欄を新たに設けるなど、衛生管理に係る検査対象者、検査実施状況の確認が確実にできるように見直しを行った。また、標準仕様書の一部改定については、平成27年3月30日に関係部（所）に通知するとともに、同年9月2日、9日及び15日に開催した技術向上説明会で周知徹底した。</p>
<p>番号 101</p>	<p>対象局 水道局</p>	<p>事項 衛生管理に係る標準仕様書の見直しを適切に行うとともに周知徹底を図るべきもの</p>	<p>建設部は、標準仕様書で衛生管理に係る事務手続を定めているが、業務計画書に添付する主要業務従事者一覧表は、主要業務従事者に加え、検査対象者に該当する業務従事者全員の氏名等が記載されるだけで、検査の要否等が記載されていないため、一覧表から検査対象者が特定できないなど検査結果通知書の確認に必要なものとなっている。また、直接水に触れる作業をする者の衛生管理について、各作業の作業従事者又は作業開始時期が異なるなどの事由により検査対象者及び検査時期が一致しない場合、その検査対象者及び検査時期の把握や確認のための事務手続が定められていない。このように、衛生管理に係る検査対象者、検査実施状況の確認が容易には行えない状況となっている。</p>	<p>講じた措置の概要 平成27年4月に水道用機械・電気設備保守業務委託標準仕様書の一部改定し、細則記載欄を新たに設けるなど、衛生管理に係る検査対象者、検査実施状況の確認が確実にできるように見直しを行った。また、標準仕様書の一部改定については、平成27年3月30日に関係部（所）に通知するとともに、同年9月2日、9日及び15日に開催した技術向上説明会で周知徹底した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
102	下水道局 ( 東京都下水道サービス株式会社 )	履行状況の検証結果を業務に的確に反映すべきもの	<p>中部ほか5下水道事務所及び森ヶ崎水再生センターは、水再生センター等を適正に保全管理することにより、故障等の未然防止及び早期対応を図り、水再生センターの水処理機能を正常に維持することを目的として、都の監理団体である東京都下水道サービス株式会社 ( 以下「会社」という。 ) と、「水再生センター保全管理業務委託」契約を締結している。</p> <p>この契約において、1件250万円までの簡易な修繕又は修理は会社が行うこととされている。</p> <p>そこで、この契約の履行状況について見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。</p> <p>ア 中部下水道事務所所管の芝浦水再生センターでは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 消防用設備について、平成24年7月に、会社が再委託した専門業者から、法定性能試験 ( 連結送水管の耐圧試験 ) が必要である旨の報告があったにもかかわらず、監査日 ( 平成27. 1. 19 ) の現在、会社は、法定性能試験を実施しておらず、また、会社に対して改善を指示していない</li> <li>② 自動火災報知設備の不具合について、監査日 ( 平成27. 1. 19 ) 現在、改善しておらず、故障した機器の電源を切ったまま施設を運転している</li> <li>③ 現状と業務月報の記載内容に相違がある</li> </ul> <p>など、会社は点検結果に基づき速やかに改善を行っておらず、また、所は、会社からの報告書について確認・分析を十分に行っていないことから、適切な対応がなされていない。</p> <p>イ 西部第一下水道事務所では、落合水再生センターの水処理設備 ( 沈殿池等 ) の開口部覆蓋部分及び手すり等について、危険度A ( 立入禁止措置及び直ちに改善するもの ) の報告があり、所が速やかに改善するまでであるにもかかわらず、監査日 ( 平成27. 1. 26 ) 現在、所は立入禁止措置をしているものの、改善が行われていない。また、1年以上経過し、故障度合が増しているなど、故障等の早期対応が図られていない。</p>	<p>アについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事務棟の連結送水管について、平成27年1月29日に法定性能試験を実施した。</li> <li>② 自動火災報知設備について、不具合に対応の上、平成27年1月21日に電源を復旧した。</li> <li>③ 業務月報の記載について、所は、会社に対して、状況を適切に記載するよう指導を行った。</li> </ul> <p>イについて</p> <p>危険度Aの「水処理設備 ( 沈殿池等 ) の開口部覆蓋部分及び手すり等」について、平成27年7月10日まで、に改善した。</p> <p>会社は、再発防止のため、平成27年4月17日に臨時事業所長会を開催し、消防用設備について、各事業所で年次点検計画表を作成し管理するとともに、機器故障等について、故障発生から復旧までの進行管理を異常機器一覧表により行うこと、業務月報の記載については、各月における進捗状況を適切に記載することを関係者宛てに周知徹底を図った。</p> <p>所は、再発防止のため、平成27年2月18日に保全担当係長会、同年4月30日に ( ボゾフ ) 施設課長・センター長会を開催し、会社から当者におけるダブルチェックを行うとともに、報告書の決裁時に業務主管課長等が内容を確認するなどチェック体制の強化について、周知徹底を図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
103	下水道局	受託者に貸与する機器の管理を適切に行うべきもの	<p>中部ほか5下水道事務所及び森ヶ崎水再生センター ( 以下「各事業所」という。 ) は、都の監理団体である東京都下水道サービス株式会社 ( 以下「会社」という。 ) と、「水再生センター保全管理業務委託」契約を締結している。</p> <p>この契約の特記仕様書では、会社は、水処理施設等における点検計画及び点検結果を、局が所有する機器保全データベース管理システム ( Ilozen Mobile System、以下「HOMS」という。 ) に入力するとされている。このため、各事業所は、受託者から借出を徴した上で、HOMSの機器一式 ( 以下「当該機器」という。 ) を貸与している。</p> <p>そこで、当該機器の管理状況について見たところ、次のとおり、問題点が認められた。</p> <p>ア 各事業所が締結している本契約の特記仕様書には、受託者は、HOMSに点検計画等を入力するとされているにもかかわらず、局が業務履行のため受託者に無償支給又は貸与するものとして、当該機器が記載されており、適切でない。</p> <p>イ 東部第二下水道事務所において、同所所管の3水再生センター ( 中川水再生センター、小菅水再生センター、葛西水再生センター ) の当該機器に係る固定資産台帳及び借用書を見たところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 固定資産台帳については、3センターとも携帯端末の台数が記載されていないなど、機器構成の内訳及び内容が明確でないことから、固定資産実地調査の際に数量等を照合できないこと</li> <li>② 借用書については、小菅、葛西センターにおいて携帯端末の台数が記載されていないなど、借用書の内容が不明でないことから、携帯端末の台数を防止するという観点からも、固定資産の管理として適切でない。</li> </ul>	<p>アについて</p> <p>施設管理部は、平成27年2月18日に保全担当係長会を開催し、当該機器を無償貸与することについて、特記仕様書の記載例を示し各所を指導した。</p> <p>イについて</p> <p>東部第二下水道事務所は、当該機器について実地調査により数量確認を行うとともに、固定資産台帳に機器構成内訳の記載を行った。</p> <p>また、受託者から機器の内訳及び内容を記載した借用書を徴し、機器の管理について徹底を図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
104	下水道局	承認工事に要する費用を適正に徴収すべきもの	<p>下水道法（昭和33年法律第79号）第16条の規定に基づき、公共下水道管理者以外の者が公共下水道施設に関する工事等を行う場合は、公共下水道管理者である下水道局長の承認を得て行うこと（以下「承認工事」という。）となっている。</p> <p>承認工事について下水道局長の承認決定があったときは、管轄する各下水道事務所は、承認工事に関する費用のうち、道路掘削復旧工事監督事務費及び道路掘削復旧工事申請者より事前徴収し、納入を確認した後に承認工事決定通知書を交付することとしている。</p> <p>しかしながら、西部第二下水道事務所における道路掘削復旧関連費について見たところ、承認工事決定通知書交付後に請求しているものが15件あった。</p>	<p>平成27年2月2日付事務連絡「道路掘削復旧工事監督事務費の事前徴収について（通知）」により、承認工事における道路掘削復旧関連費については、承認工事申請者より事前徴収するよう、関係職員宛てに周知徹底を図った。</p>
105	下水道局	協定工事負担金の算定を適正に行うべきもの	<p>下水道局と建設局は、道路整備事業に伴う道路掘削工事と下水道工事の費用負担等について定めており、年度ごとに実施計画及び費用負担の協議と実施協議を行っている。</p> <p>ところで、南部下水道事務所では、実施協議に基づき、放射17号線道路整備事業に伴う管きよ改良工事を施工し、建設局第二建設事務所長宛てに道路掘削工事に係る工事負担金を請求している。</p> <p>この工事負担金の算定内容を見たところ、契約額ではなく積算額を工事費として負担金を算定したため、473万483円過大に請求を行っていた。</p>	<p>工事負担金については、平成27年3月13日に建設局に対し返戻の申入れを行った。同月20日に精算を行った。</p> <p>また、再発防止のために負担費計算書の様式の改善を行った。</p> <p>なお、平成27年2月25日に建設局が下水道事務所長の建設部門担当職員を対象とした説明会を実施し、職員への周知徹底を図った。</p>
106	下水道局	雨水貯留施設の保守点検業務委託契約に係る積算を適正に行うべきもの	<p>局は、「豪雨対策下水道緊急プラン」（平成25年12月）などにより、下水道事業における浸水対策の充実・強化を図っており、各下水道事務所は、浸水対策用の雨水貯留施設の維持管理を行っている。</p> <p>そこで、中部下水道事務所及び西部第一下水道事務所における雨水貯留施設の保守点検業務委託契約の積算について見たところ、而前において、以下のとおり適正でない事例が認められた。</p> <p>① 雨水貯留施設の積算については、「施設管理委託積算基準」（平成25年1月。以下「新基準」という。）に基づき行うべきところ、故定前の「施設管理委託積算基準」（平成13年1月。以下「旧基準」という。）により行っている。</p> <p>② 旧基準での積算についても、日勤責任者について、基準では技術員とされているところ、対象施設が高度な資格を要するとして、上位職の技師で計上しているにもかかわらず、仕様書に求める資格を記載していないことなどから、これが担保されていない事例や、委託ごとに現場管理者又は主任技術者を計上すべきところ、これを行っていない事例がある。</p>	<p>中部下水道事務所は、平成27年3月4日付事務連絡「雨水貯留施設の保守点検業務委託の適正な積算について」により、新基準の適用等について、関係職員宛てに周知するとともに、同月5日に設計担当会議を開催し、新基準の適用・特記仕様書の記載内容、設計・積算に関するチェック体制の強化について周知徹底を図った。</p> <p>西部第一下水道事務所は、平成27年2月25日付事務連絡「雨水貯留施設の保守点検業務委託契約の積算について」により、新基準の適用等について、関係職員宛てに周知するとともに、同月26日に設計担当者会議を開催し、新基準の適用や設計・積算に関するチェック体制の強化について周知徹底を図った。</p> <p>なお、本件については、平成27年2月13日に、施設管理課が、全事務所を対象とした関係者会議を開催し、関係職員宛てに周知徹底を図った。</p>
107	下水道局	薬品の管理を適正に行うべきもの	<p>水再生センターは、家庭や工場から排出された汚水処理した上で河川や海に放流しているが、放流に当たっては事前に水質試験を実施し、各放流水基準に適合しているか検査を行っている。水質試験では、劇物である硫酸、硫酸銅（II）五水和物等の薬品が使用されている。</p> <p>これらの薬品を安全かつ適正に管理するため、局は、薬品使用の際には、定められた管理簿に使用年月日、使用量及び残量等を記入することとし、管理責任者である水再生センター長が、月1回、全ての管理簿を確認し、所定の様式に押印することとしている。</p> <p>しかしながら、流域下水道本部技術部が所管する多摩川上流水再生センターの薬品管理状況を見たところ、一部の薬品について管理簿に記載漏れがあるが、管理責任者は全ての管理簿を確認したとして、「薬品管理・使用確認票（様式5）」に押印していた。</p>	<p>平成27年2月5日付事務連絡により、薬品の管理について「水質試験に係る薬品等の管理要領」に基づき、使用の都度の残量の記載や確認等を適切に実施するよう、関係職員に周知徹底を図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
108	教育庁	就学支援金の認定事務を適正に行うべきもの	就学支援金の支給には、所得制限基準があり、保護者等の区市町村民税所得額が30万4,200円以上である場合、支給の対象とならない。このため、就学支援金の受給を希望する者は、受給資格認定申請書兼収入状況届出書に課税証明書を添えて、学校に付し、受給資格の有無を審査する。	<p>講じた措置の概要</p> <p>東京都高等学校においては平成27年5月25日に、王子拓真高等学校においては平成27年5月29日に、該当する生徒の保護者から本年あるべき年度(平成25年度)の課税証明書の提出を受け、改めて審査を行い、就学支援金の受給資格を認定した。</p> <p>今回の定例監査の結果を受けて、学校における就学支援金の認定に係る審査については、複数職員での書類のチェックを徹底するなど、より慎重に精査し、適正な認定事務を行っている。</p> <p>特に、新たな年度の課税証明書が開始する6月前後の申請については、年度の誤りが起きやすいと考えられるため、十分な注意を払っている。</p>
109	教育庁	会計事務規則に則り適正に会計処理を行うべきもの	<p>講じた措置の要約</p> <p>高等学校において、実業意欲向上プログラムによる生産品の販売状況を見たところ、全日制文化祭における販売収入について、文化祭(平成26年10月24日及び25日)終了後、直ちに調定を行い払込みすべきところ、文化祭閉祭式を除き7開校日に収納金日計表を作成し、収入計上を行っている。</p>	<p>講じた措置の概要</p> <p>高等学校は、平成27年6月23日にものつくり担当者会議を開催し、校長から文化祭の適正な会計処理について、担当教員へ周知することともに、翌24日職員会議において、全教職員に対して会計処理の指導を徹底するよう周知した。</p> <p>なお、平成27年9月9日の職員会議においても会計事務規則に則り、会計処理を適正に実施することを、再度教職員へ周知し、今年度は文化祭終了後、速やかに収納する。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
110	教育庁	次年度のプログラムの方向性を示すよう各学校を指導すべきもの	<p>監査結果の要約</p> <p>都立A高等学校における実業意欲向上プログラムの生産、販売の状況を確認したところ、文化祭で販売した20品目のうち、8品目が5割以上売れ残っている状況が認められた。</p> <p>本件プログラムは、経済活動を実感するプログラムであること、また、本件プログラムに参加する学校は、生徒がものづくりや商業活動を通じて重要な選択肢と考える学校が多いことから、販売後の残数が多い品目については、品質、価格設定、品目の選定等に原因はないか分析し、次年度のプログラムにフィードバックさせていく必要がある。</p> <p>しかしながら、都立学校教育部が各学校に提出を求めている実績報告書には、品目別の売上個数と単価及び売上金額等、当該予算の執行状況に関する項目は記載されているが、生産数量、販売後の残数に関する項目が含まれていないため、学校に対する必要な指導ができていない状況にあった。</p>	<p>講じた措置の概要</p> <p>都立学校教育部は、学校の販売状況を的確に把握できるように「生産品販売実績報告書」の様式を見直し、また、各学校に対して平成27年9月18日に様式変更について通知し、「生産品販売実績報告書」の内訳に基づき実施状況を分析し、次年度のプログラムにフィードバックさせて作成するよう周知した。</p>
111	教育庁	契約書に発注の仕組みを定めるべきもの	<p>監査結果の要約</p> <p>都立学校教育部は、都立学校の細務管理を行うため、東京都住宅供給公社と平成26年度都立学校施設維持管理事務委託に関する契約(契約期間:平成26.4.1~平成27.3.31、契約金額:18億7,649万604円)を締結している。</p> <p>本契約は、都立学校241施設分の修繕工事を集約し、業者の選定から業務の管理、検査、支払までの事務処理を包括的に公社に委託しているものである。</p> <p>各学校からの修繕の依頼は、緊急の場合には学校から直接、そうでない場合には各学校を管轄する学校経営支援センターを通じて、それぞれ公社に修繕依頼書を送付して行っている。</p> <p>ところで、都立学校教育部は、修繕については、各学校経営支援センターが一旦公社に修繕依頼書を送付したのち、公社が工事店を指定して見積もりを徴収し、各学校経営支援センターは見積額を確認してから、電話で公社に発注する手順を踏むこととしており、各学校経営支援センターに周知している。</p> <p>しかしながら、本契約の契約書、仕様書及び管理業務仕様書には、中部学校経営支援センター又は学校は、修繕依頼書を公社に送付することと修繕を依頼し、公社は受付後、速やかに着手するものとされており、修繕依頼書受付後における見積書の徴収や見積額の確認・発注について定めがない。</p>	<p>講じた措置の概要</p> <p>都立学校教育部は、平成28年度の契約に向けて、管理業務仕様書に「見積依頼の受け及び確認・着手」を定め、見積書の徴収について明確にした。</p> <p>また、文書による発注について、管理業務仕様書に定めるとともに、東京都立学校修繕依頼書に「見積依頼日」及び「修繕依頼日」欄を設け、発注について明確となるように様式変更を行った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
112	教育庁	修繕完了日を定めた上で修繕依頼を行えるよう契約内容を変更すべきもの	都立学校教育部は、都立学校の維持管理を行うため、東京都住宅供給公社と平成26年度都立学校施設維持管理事務委託に関する契約(契約期間：平成26.4.1～平成27.3.31、契約金額：18億7,649万604円)を締結している。 本契約は、都立学校241施設分の修繕工事を集約し、業者の選定から業務の管理、検査、支払までの事務処理を包括的に公社に委託しているものである。 ところで、八王子特別支援学校が依頼した修繕について見たところ、修繕内容に比して工事期間が長くなっている事例が認められた。 これは、修繕依頼書による依頼に当たり、修繕完了日を記載しない様式となっており、修繕内容及び修繕完了日を定めた上でそれを履行できる業者を指定する仕組みとなっていないことによるものである。	都立学校教育部は、平成28年度の契約に向けて、特記仕様書に修繕完了日に関する定めを記載し、それを履行できる業者を指定する仕組みとした。
113	教育庁	発注内容を文書により明確にした上で完了検査を行うよう契約内容を変更すべきもの	都立学校教育部は、都立学校の維持管理を行うため、東京都住宅供給公社と平成26年度都立学校施設維持管理事務委託に関する契約(契約期間：平成26.4.1～平成27.3.31、契約金額：18億7,649万604円)を締結している。 各学校からの修繕の依頼は、緊急の場合には各学校から直接、そうでない場合には各学校を管轄する学校経営支援センターを通じて、それぞれ公社に修繕依頼書を送付して行っている。 ところで、小平特別支援学校は、校庭の遊具の安全点検を行ったところ、修繕を要するとして、西部学校経営支援センターを通じて、公社に修繕依頼を行っている。 この修繕依頼書では、フランク、滑り台について、支障箇所の修繕に加え、一部の塗装を指示しているが、実際には塗装が行われていなかった。 一般に、完了検査は、契約内容を示す設計図書に基づき行うべきところであるが、維持管理事務委託契約においては、設計図書がなかったため、発注した修繕の内容が明らかでなく、完了検査としては、工事店が公社に提出する工事写真と工事内訳を公社が突合しているのみとなっており、学校及びセンターでは、修繕依頼書のおりに修繕等が行われているか確認していた。 都立学校教育部は、発注した修繕の内容が明確となるよう発注の方法や書式を定めることともに、発注内容に基づく完了検査を行えるよう契約内容を変更する必要がある。	学校現場における事情(授業等により十分な工期が確保できない等)により、緊急性の度合いに応じた、修繕内容を変更する必要があるため、平成28年度の契約に向けて、東京都立学校修繕依頼書に「修繕内容の変更」欄を設け、修繕内容が明確となるよう様式変更を行った。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
114	教育庁	定型的な維持業務について業務を行う業者を直接発注すべきもの	福利厚生部は東京都教職員住宅の補修及びその跡地の維持管理業務を行わせるため、「平成26年度東京都教職員住宅補修業務契約」(契約期間：平成26.4.1～平成27.3.31、限度額761万4,961円)を、東京都住宅供給公社(以下「公社」という。)と締結している。 この契約は、職員住宅の補修及び施設管理、住宅跡地の維持管理について、発注、施行、履行確認までを公社に行わせるものである。 そこで、平成26年度における教職員住宅の補修業務等について見たところ、指示している業務42件のうち、定期巡回や設備点検など定型的な維持業務が16件となっていた。 定型的な維持業務は実施する内容と時期があらかじめ定まっていることから、補修業務等に速やかに対応するために締結しているこの契約により実施する必要が認められない。	福利厚生部は、公社から平成27年6月17日に補修業務の単価表を徴した。その後、平成27年7月15日に公社から届いた6月分の実績状況報告書を確認する際に公社の精算額が業務の内容に応じた額かどうか単価表を基に点検し改善を図った。
115	教育庁	補修等に係る公社の実績報告の内容を確認すべきもの	福利厚生部は、平成26年度の業務の終了後、公社から補修及び維持業務について実績報告書及び精算書の提出を受け、額の確定を行っている。 そこで、補修依頼等の実績金額の適正性を確認しようとしたところ、部は公社から補修業務の単価表を徴しておらず、公社が報告した修繕及び維持業務の実績金額が適正なものとなっているか確認できない状態となっていた。	福利厚生部は、平成26年度の業務の終了後、公社から補修及び維持業務について実績報告書及び精算書の提出を受け、額の確定を行っている。 そこで、補修依頼等の実績金額の適正性を確認しようとしたところ、部は公社から補修業務の単価表を徴しておらず、公社が報告した修繕及び維持業務の実績金額が適正なものとなっているか確認できない状態となっていた。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
116	教育庁	仕様書を適切に作成し、積算を適正に行い、履行確認を適正に行うべきもの	東部学校経営支援センターは、建物清掃委託の名称により、学校内の日常的な清掃、除草、簡易な修繕等の業務について委託契約を締結している。このうち部立福岡高等学校建物清掃委託契約を見たところ、以下のような状況が見受けられた。 ① 入札時には、仕様書に剪定・除草等の全面積、総本数、作業内容等を示しているが、樹木等の種類及び種類の木数や種別の配置、除草等を要する部分の面積等を示していない。 ② 仕様書において、年次業務の一つとして、低木の剪定作業を毎月実施することと定めている。通常、樹種によって適切な剪定時期があり毎月剪定を行う必要はないことから、仕様書において適切に指示すべきところ、これを行っていない。 ③ 月間作業報告書が業務報告書と整合しず、センタースタッフ及び学校の書類確認が不十分である。 ④ 月間作業報告書を12か月分見ると、除草・低木剪定のみのみが行われており、草刈りは一度も行われていない。 ⑤ 除草、草刈りの対象について確認したところ、雑草を根から抜き、一方で刈高5センチに維持するという矛盾した内容を同一の作業場所において指示している。 ⑥ 学校の運動場(4, 144㎡)等において刈高を指定して整えるほど繁茂する状況は、通常では考えにくく、毎月草刈りを行うという仕様内容は適切ではない。 ⑦ ①④⑥により、仕様書記載の業務内容よりも実際の業務量は少ないと考えられ、積算が過大となっていることは適正でない。	東部学校経営支援センターは、①について、平成28年度の契約に向けて、低木の配置や樹種の確認できる図面を仕様書に加えた。 ②について、平成28年度の契約に向けて、定期的な剪定を行う月を、剪定月数半年間5か月とした。 ③について、受託者提出の書類の確認、検査を確保に行うように学校担当系、学校検査員に指導を行うとともに、平成27年度7月分までの月間作業報告書について確認作業を行った。その結果、適正に記載・報告されていない状況を確認した。同時に、学校から提出された書類について、センタースタッフ等によるダブルチェックを行う体制を組んだ。 ④⑥について、平成28年度の契約に向けて、仕様書の年次業務明細に草刈り又は除草を行う場所と対象面積を記載するとともに、それぞれの作業内容・時間帯等を把握できるように記載内容を改めた。 ⑦について、積算が過大であるとの疑念が生じる余地のないように、平成28年度の契約に向けて、仕様書の年次業務明細に各業務の内容と作業量を明確に記載した。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
117	教育庁	農場管理委託契約を適正に行うべきもの	西部学校経営支援センターは、瑞穂農業者が所有する農場の管理業務を委託することを目的として、農場管理委託契約を締結している。この契約は、農場管理費を委託するものではなく、教員及び生徒が実習として行う作業以外に必要な農場管理業務を委託するものである。 業務委託において、受託者が委託者から独立して業務を遂行する必要があるため、実際の業務において委託者が受託者の業務従事者に直接指示を行ってはならないこととされている。 したがって、適正な業務委託契約を締結するためには、仕様書において具体的な業務内容を定めるとともに、あらかじめ業務責任者及び業務責任者との業務内容に関する調整方法を定めておく必要がある。しかしながら、この契約の仕様書について見たところ、業務責任者の定め、業務責任者との業務内容に関する調整方法についての記載がないなどの状況が認められた。	西部学校経営支援センターは、平成28年度の契約に向けて、業務責任者との業務内容に関する調整方法等、仕様書の記載が不十分であった項目について、瑞穂農芸高校と調整して、記載を改善させたものを作成した。その結果、平成28年度からは、天候や実習の進捗等、委託者の状況に応じた個別具体的な対応についても、委託業務を適正に履行することができる。
118	教育庁	契約手続を適切に行うべきもの	青楓総合高等学校は、文化祭の周知及び来場者への案内配布を目的として文化祭ボスター外2点の印刷契約を、文化祭や各種学校説明会での学校案内配布を目的として学校案内パンフレット(定時制)の印刷契約をそれぞれEと締結している。学校案内パンフレット(定時制)については、文化祭来場者への配布を行うことで大きな広報効果が期待できることから、例年文化祭前に作成している。したがって、両契約は一括して契約することが可能であり、まとめることで予定金額が40万円以上となり校長の契約締結権限を超え、学校契約ではなくセクタースタッフ契約として発注すべきものである。また、複数見積りにより契約相手方を決定することで競争性を確保することができ、両契約を合理的な理由なく分割して発注していることは適切でない。	平成27年度の文化祭ボスター及びパンフレット、学校案内パンフレット(定時制)の印刷契約については、以下のとおり一括して契約を行った。 件名：「文化祭ボスター外2点の印刷」 予定金額：39万9, 276円 契約金額：39万0, 960円 契約年月日：平成27年7月8日 履行期限：平成27年8月12日 今後は、担当教員を含め原稿提出締切日等、契約日程を早期に校内で共有化し、例年作成している印刷物について計画的かつ効率的に作成していく。 また、学校契約とする場合は予定価格に志し2者以上の者から見積りを徴収するなど関係規則に基づき、競争性を導入し適正に処理していく。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
119	教育庁	契約を適切に行うとともに検査等を適正に行うべきもの	<p>墨東特別支援学校が締結した「のり付きパネル外の買入れ契約」(契約金額: 36万8,150円、契約期間: 平成27.3.11～平成27.7.3.28)について見たところ、以下のとおり適正でない事項が認められた。</p> <p>① 教員からクーラール10本を含むのり付きパネルの購入依頼を受けた学校は、同内容で購入の意思決定を行っていた。</p> <p>② 購入したパネルの購入であり、意思決定内容と相違する契約を締結している。</p> <p>③ 実際に納品された物品のうち、クーラール16本等の購入と相違する10本であったにもかかわらず、クーラール16本等の納品書を受け取り、検査員は、これを合格させていた。</p> <p>④ 学校は、請求内容が実際の納品と相違しているにもかかわらず、請求金額で支出決定を行っていた。</p> <p>⑤ 特別出納員は、支出関係書類について、内容を審査し、過誤等がある場合は、関係書類を学校へ返付しなければならぬ。しかしながら、一連の購入契約に關する書類が不整合であるにもかかわらず、特別出納員は、これを見落として支出行為を行った。</p>	<p>墨東特別支援学校は、契約の内訳と不一致となっていたクーラール6本について、平成27年9月8日に不足分を納品させた。</p> <p>また、今後は学校契約全般において、学校契約理由の確認をはじめ、検査員による検査や特別出納員が適正な支出行為を行うために確認する事項を盛り込んだチェックポイント表を作成し、適宜確認を行うこととした。</p> <p>チェックポイント表を活用し、査読際において複数人により確認を行うことで、適切な契約及び適正な検査等を実施している。</p>
120	教育庁	高所作業において受託者を適切に監督するよう指導すべきもの	<p>中部学校経営支援センターは、「都立総合芸術高等学校外2校屋上及び壁面緑化維持管理委託契約」(契約期間: 平成26.4.1～平成27.3.31、契約金額: 114万739円)を締結している。</p> <p>労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第519条によれば、事業者は、高さ2メートル以上の作業床の端で作業を行う場合(高所作業)には、囲い等を使用させる等墜落による危険防止の措置を講じなければならないとしている。</p> <p>しかしながら、本委託において2メートル以上の高さにある校舎屋上で実施されている屋上緑化に係る作業について、業務実施状況写真を確認したところ、安全対策を実施して作業を行っている写真は1枚もなかった。</p>	<p>中部学校経営支援センターから受託者に対し、労働安全衛生法等関連法令に基づいた作業を徹底すること及び高所作業の際には必ず安全対策を行っている状況写真を撮影し、委託完了後に添付する業務実施状況写真として提出することを指導した。</p> <p>また、センターは、各学校へ再度、作業開始前の打合せ時に必ず安全措置を講じるよう受託者に説明することを知した。</p>
121	教育庁	消防用設備について速やかに故障措置を講じるべきもの	<p>中部学校経営支援センターは、管轄する都立学校の消防用設備の定期点検の委託を数校ずつにまとめて契約している。定期点検は年2回実施され、結果報告書は、センターと点検を受けた学校の両方に提出される。</p> <p>石神井特別支援学校において、平成26年8月に行われた点検の結果報告書を見たところ、不備を指摘された項目について、検査日(平成27.5.21)現在においても改善を行っていない箇所があることが確認された。これらについては、平成27年2月に行われた定期点検においても、不備を指摘されている。</p> <p>これは、学校がセンターに対して平成26年11月に指摘箇所についての修繕を依頼していたにもかかわらず、センターが改善に向けたの手續を速やかに行っていないためである。</p> <p>消防用設備については、生徒の安全を確保するため、常に良好な状態を維持する必要がある。</p>	<p>平成27年2月の消防設備の定期点検でも不備を指摘された消火栓ホースについては、同年6月29日に取替を完了し、防火扉については、同年7月31日に修繕が終了した。</p> <p>また、中部学校経営支援センターは、平成27年7月3日にライオン幹部会を開催し、消防用設備定期点検により指摘のあった事項について迅速に修繕等の手續をとることを方針として改めて確認するとともに、同月6日に開催した部長代理会議において周知徹底した。</p>
122	教育庁	物品を適切に管理するとともに契約の履行を確認を適正に行うべきもの	<p>都立学校教育部は、災害時対応のため、平成20年度に1台、平成23年度に2台、合計3台の非常用自家発電機を全都立学校(都外に所在する都立学校を除く)に配備している。部は、年1回これらの発電機の保守点検を委託により実施している。</p> <p>この点検票を見たところ、町田の丘学園においては、発電機3台のうち2台しか点検が実施されなかった。</p> <p>このことについて、部に確認したところ、点検実施日(平成27.3.10)において、学校は発電機1台を見つけたことができず、業者は2台しか点検を実施できなかったこと、また、点検日(平成27.6.1)現在においても、当該発電機を見つけれない状況にあることが認められた。</p> <p>東京都物品管理規則(昭和39年東京都規則第90号)及び東京都物品管理要綱によると、①物品の点検があった場合には、物品点検報告書を局長に提出しなければならないとされているが、監査日現在、学校は、当該発電機を使用中であることを理由にその措置をとっておらず、②物品は物品管理システムに登録し、毎年定期的な照合をしなければならぬが、監査日現在、学校は平成23年度に取得した2台の発電機の登録をしておらず、照合も行っていない。また、部は、当該委託契約に係る履行確認を十分に行わないまま支払をしている。</p>	<p>町田の丘学園は、非常用自家発電機を適切に管理することとした。紛失した非常用自家発電機に關し、複数回の捜索並びに異動者及び退職者を含めた全教職員への聞き取り調査を行ったが、結果として発見されず、平成27年8月3日付けで校長から物品点検報告書が提出された。</p> <p>物品管理システムへの登録は平成27年6月24日に行った。</p> <p>また、物品照合は平成27年9月9日に完了した。</p> <p>都立学校教育部は、平成27年度の契約の履行状況が多量であることから、効率的かつ確実な履行確認を行うために、点検票の学校別の集計一覧表を作成した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
123	教育庁	都立学校の公開講座の広報を適切に行うべきもの	<p>各都立学校は、都民に学習機会を提供するよう、「都立学校公開講座」(以下「公開講座」という。)を実施している。地域教育支援部が定めた手引によれば、必須の広報として講座の内容を東京都教育委員会ホームページ及び学校のホームページに掲載することとしており、任意の広報として「広報東京都」や区市町村広報への掲載、チラシやポスター等を近隣の公共施設に置いてもらうこと等が規定されている。</p> <p>しかしながら、豊島高等学校、練馬工業高等学校、世田谷泉南高等学校、田柄高等学校、荒川商業高等学校において、公開講座の内容を学校のホームページに掲載していなかったことが認められた。</p>	<p>豊島高校、練馬工業高校、世田谷高校、田柄高校、荒川商業高校は、それぞれ学校のホームページに平成27年度公開講座の内容を掲載した。</p>
124	教育庁	就学奨励費受給申請者に対し未納督促を行うべきもの	<p>都立学校教育部は、特別支援学校において障害のある幼児、児童及び生徒の就学を支援するため、給食費、教科書費、学用品費、修学旅行費、通学費、校外活動費用といった保護者等が負担すべき教育関係費用の一部を就学奨励費として世帯収入等に充じた支給を行っている。</p> <p>この就学奨励費について見たところ、清瀬特別支援学校では、給食費が未納の保護者等のうち、就学奨励費の受給を申告している者に対しては、文書催告以外の督促を行っていることが認められず、そのうち1名については文書催告も行っていないかった。</p> <p>都立学校教育部は、各学校に対し、生活保護受給世帯等を除いては、学校徴収金の未納者が就学奨励費受給対象者として認定されるまでの間は、効果的な未納督促を行うよう指導する必要がある。</p>	<p>清瀬特別支援学校は、就学奨励費の受給申告の有無にかかわらず全ての学校徴収金の未納者に対し、文書催告以外にも電話連絡又は来校時の面談により督促を行うとともに、未納者全員の個人別管理簿を作成し、督促の経過等を適切に記録することを徹底した。</p> <p>また、都立学校教育部は平成27年8月25日に開催した学校経営支援センター連絡協議会において、各学校経営支援センター向けに、都立学校における督促事務の処理に当たり支援・指導を行うよう依頼した。</p> <p>平成27年9月3日付文書により、学校徴収金の未納者に対する督促の時期、記録及び方法等を規定し、学校徴収金の未納者への督促に係る取扱いについて都立学校長宛に通知するとともに、平成27年9月3日及び11日に開催した校長連絡会及び副校長連絡会において、学校徴収金の未納督促に関して、通知に基づき適切に処理するよう重ねて周知を行った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
125	教育庁	学校徴収金の未納督促の経過を記録する個人別管理簿の作成時期等を定めるべきもの	<p>各学校は、個人別管理簿等により学校徴収金の未納者に対する督促経過、滞納理由、滞納整理の状況を記録している。</p> <p>しかしながら、八王子東特別支援学校では、学校徴収金の未納者に対し、1名を除き文書催告のみしか行っておらず、納付すべき月から3か月以上未納が続いた場合にしか個人別管理簿を作成していなかった。</p> <p>また、都立学校教育部では「手引」にて、督促経過記録の様式は授業料と同様の個人別管理簿にすることとしており、記載項目や記載内容については定めているものの、個人別管理簿の作成意義や作成時期については具体的に定めていなかった。</p> <p>本来、個人別管理簿は、未納者との交渉内容や支払の約束等を記録しておくことで適時適切な督促が可能となるために作成するものであるから、電話や来校時による面談等、未納者と直接折衝を行った時点から作成しておくべきものである。</p>	<p>八王子東特別支援学校は学校徴収金の未納者全員に対し、文書催告以外にも電話連絡及び来校時の面談による直接交渉による督促を行い、未納の早期解消に努めるとともに、個人別管理簿については、未納者に対する督促を行う時点で作成し、督促の経過等を随時記録することを校外で徹底した。</p> <p>また、都立学校教育部は平成27年8月25日に開催した学校経営支援センター連絡協議会において、各学校経営支援センター向けに、都立学校における督促事務の処理に当たり支援・指導を行うよう依頼した。</p> <p>平成27年9月3日付文書により、学校徴収金の未納者に対する督促の時期、記録及び方法を規定し、学校徴収金の未納者への督促に係る取扱いについて都立学校長宛に通知するとともに、平成27年9月3日及び11日に開催した校長連絡会及び副校長連絡会において、学校徴収金の未納督促に関して、通知に基づき適切に処理するよう重ねて周知を行った。</p>
126	教育庁	学校徴収金(積立金)の個人別管理を適切に行うべきもの	<p>学校では、授業料のほか、個人負担とする経費として、生徒個人の所有となる教材の購入等に充てる積立金や給食費、生徒会費などの学校徴収金を生徒から徴収している。</p> <p>都立学校教育部が定めた「学校徴収金等事務手引(平成23年3月版)」によると、学校は、個人別管理簿を用いて各生徒の積立金の収支管理を行い、積立金の残高が不足する生徒がいる場合は、当該生徒の積立金の執行を停止することとされている。</p> <p>しかしながら、学校における積立金の個人別管理の状況を見たところ、五日市高等学校及び翔陽高等学校において、積立金が未納であるにもかかわらず、教材費等の支出を行っている事例が認められた。</p>	<p>五日市高等学校において、平成27年6月24日に、翔陽高等学校において、平成27年7月8日に、職員会議を開催し、教職員に対し、未納の解消に向け学校全体で連携して督促を行うとともに、残高不足の場合は教材費等積立金の執行を停止することを周知した。</p>



【意見・要望事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
127	オリエンティック・パブリック準備局	利用者にわかりやすい個人情報保護制度の運用について	若洲海浜公園ネット訓練所の指定管理者の作成するホームページでは、ネット教室への参加申込画面において、指定管理者のグループ会社全体のセキュリティポリシーが表示される。これを表示させると、「当サイトでは、当サイトを通過してご提供いただいたお客様の個人情報(お名前・お電話番号・Eメールアドレス)を適正に管理いたします。また、皆様から頂いた個人情報は、①ご本人の同意がある場合、②法令等に定めがある場合、③その他特別な理由のある場合を除き第三者に開示することはありません。当サイトまたは個人情報保護に関するお問い合わせはごちまままでお願いいたします。」と示される。 しかしながら、セキュリティポリシーの③は、概括的で十分に説明されておらず、適切でない。 さらに、このセキュリティポリシーは、当該個人情報等の保有個人情報となり、都の開示請求等の手続きが該当することを説明していない。 したがって、都への開示請求の手続きについて案内がなく、利用者にとってわかりにくく適切でない。 本件施設は公の施設であることから、利用者によりわかりやすく個人情報を保護することを目指すよう、都が、指定管理者を適切に指導することが望まれる。	現状のホームページでの案内に、個人情報の使用目的や開示請求(東京都規で)の手続きを記載し、より分かりやすい表現に変更することを指定管理者に指導した。
128	オリエンティック・パブリック準備局	広報活動を適切に行うことについて	スポーツ推進部に対して、若洲海浜公園ネット訓練所での、指定管理者による広報活動の提案内容を確認したところ、平成24年度の指定管理者決定の際に提案された事業計画書概要には、施設の魅力ある情報を様々な広報媒体を組み合わせて積極的に発信したり、広報東京部、スポーツ施設窓口、公共交通機関、指定管理者所属グループのホームページ等での広報を行うと記載されている。しかしながら、広報の状況を確認したところ、提案された項目の一部を実施しておらず、広報が積極的に実施されていない状況が認められた。 都は、指定管理者に対し、広報活動を適切に行うよう指導することが望まれる。	ウェブサイトの定期更新を始め、施設のパンフレットを都が所有するスポーツ施設に設置する、広報担当を置き広報の強化に努めるなど改善を行った。 今後は、各種媒体による広報活動を継続するとともに、更なる情報発信に努めることを指定管理者に指導した。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
129	オリエンティック・パブリック準備局	利用者アンケート、利用者懇談会について	若洲海浜公園ネット訓練所の指定管理者は、5項目の質問からなる利用者アンケートを、ネット訓練所を初めて利用する人だけを対象に実施しており、平成26年度の利用者アンケートの配布数は61件、回収率は100%となっている。 都によれば、アンケート数が少ないことについて、常連の利用者については、年1回の利用者懇談会において各利用団体の代表者から意見を聴取し、定期的に意見を聴取しているため、アンケートを行っていないとしている。 また、性別・年代について把握していないが、これについては性別・年代にかかわらず広く意見を検討したいためとしている。 しかしながら、若洲海浜公園ネット訓練所は、スポーツ等の普及振興を図るために設置されているのであるから、性別・年代別に施設の設備や運営面で普及の妨げになっている事項はないか確認することも必要である。 都は、質問項目を工夫するなどしてアンケートを行うこと、また、年代や性別等により評価を把握すること等を検討するよう指定管理者を指導することが望まれる。	性別に応じた評価・ニーズを把握するとともに、対象を初心者だけでなく常連の方にも広げ、幅広く利用者の意見を取り入れるよう、指定管理者に指導した。

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號 郵便番号 163-8001 定価 本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む) 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

